

平成28年涌谷町議会定例会11月第2回会議（第1日）

平成28年11月28日（月曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議員派遣の報告について

1. 報告第15号 専決処分の報告について

1. 議案第82号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第83号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第7号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第84号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）

1. 議案第85号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第86号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第87号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第88号 平成28年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第89号 平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第90号 平成28年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）

1. 議員の派遣について

1. 休 会

午前10時開会

出席議員（11名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
6番	只野順君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤积雄君		

欠席議員（2名）

5番	大友啓一君	7番	後藤洋一君
----	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課 参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課 参事兼課長	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	高橋由香子君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者 兼会計課長	佐々木健一君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課長兼 給食センター所長	木村敬君
生涯学習課長	藤崎義和君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	木村智香子
再任主査	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

定例会11月第2回会議でございます。本日も皆様の闊達なご審議を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで開会前にお知らせしておきます。後藤洋一議員、大友啓一議員より欠席の届け出が出ております。また、ここで発言の申し出がございますので、これを許可いたします。初めに、高橋医療福祉センター副センター長。

○医療福祉センター副センター長（高橋宏明君） 先日、母の永眠に際しましては、皆様から多大なご芳志を賜りお礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 続きまして、門田善則議員。

○10番（門田善則君） 11月7日に父が亡くなったときに、参与の皆さんはじめ議員の皆さんから過分なお悔やみをいただいたことに、この場を借りて御礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 続きまして、鈴木英雅議員。

○12番（鈴木英雅君） 貴重な時間をいただきまして一言御礼の挨拶をさせていただきたいと思います。

今月9日に母の死去に伴いまして、町長はじめ参与席の皆様方、そして議員各位には、丁重なる弔問をいただきまして大変ありがとうございました。お陰様で母も納得して旅立ったのかなとそのような思いでございます。本当にありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ここで議会運営委員長大泉治君より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

○11番（大泉 治君） 先般行われました全員協議会の席上で、ご報告申し上げる事項を1点取りこぼしておりましたので、この場をお借りいたしましてご報告させていただきたいと思います。

実は12月会議に付されておる案件が主なものでございますけれども、議会運営委員会として、町長並びに執行部に申し入れをしております。

工事等において軽微な設計変更を除き、予算の伴う設計変更、議決を必要とする設計変更が生じた場合には、速やかに会議に付するか、または事情があつて事前に工事に入らなければならないときは、全員協議会等においてそれらの内容等に説明をしていただくようにしていただきたいと、また、できるだけこういった事前工事というなような形にならないように、町長と執行部に申し入れしておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 本日11月28日は休会の日でございますが、議事の都合により、平成28年涌谷町議会定例会を再開し、11月第2回会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、3番佐々木みさ子君、4番稲葉 定君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

11月第2回会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、11月第2回会議の日程は、本日1日と決しました。

◇

◎議員派遣の事後報告

○議長（遠藤稔雄君） 議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

◇

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 皆さんおはようございます。

それでは、報告第15号 専決処分の報告についてを申し上げます。

本件は、平成28年10月6日、宮城県大崎合同庁舎駐車場内において発生した事故につきまして、和解が成立し損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第15号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月28日提出

涌谷町長

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年10月20日

涌谷町長

区分といたしまして、交通事故。相手方、仙台市青葉区本町1丁目2番20号 ニッポンレンタカー東北株式会社 代表取締役社長 小田島 茂保。事故の概要でございますが、提案理由にもありましたけれども、平成28年10月6日、午後1時30分頃、宮城県大崎合同庁舎正面駐車場において、涌谷町職員が降車する際、強風にあおられドアが隣接して駐車していた相手方の車輻に接触し、損傷したものでございます。損害賠償額和解内容。5万2,412円その余の請求を放棄ということでございまして、今回の事故につきましては、町の公用車を整備に出した際に、ディーラーから代車として借りていた際に起きたもので、役場で掛けている自動車保険を使うことができなかつたことから、車屋さんの方で掛けている保険を適用することとしましたが、対物保険に3万円の免責があり、この部分を町が支払うこととし、免責を超える部分2万2,412円につきましては、保険会社から支払われるものでございます。

これまでこういった事故等につきましては、当事者間で掛けている自動車保険から直接支払われ、予算上の措置がされていなかったことから、議会に報告という形はとっておりませんでした。今回の事故で精査しましたところ、事故における示談それによる損害賠償額の決定については、地方自治法第96条の議決案件に該当するというので、今回専決処分として報告するものでございます。

今後につきましては、このような事故等につきましては適切に対応してまいります。以上でございます。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。1番。

○1番（竹中弘光君） 確認しておきますけども、これはレンタカーに掛けている保険を適用したということで、免責が3万円あり、その部分は当然免責ですから自己負担になるものと考えられますけども、そこに和解金額として5万2,412円と書かれていますと、そのものが全部出るのではないかという解釈にとられるのですけど、その点はどのようなのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 損害賠償額につきましては、その事故等に係る全額を損害賠償額として捉えるということでございますので、実際支払う金額については3万円でございますけれども、額については5万2,412円としたものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 関連になるかと思うんですが、こういった事故の場合、今課長の説明ですと、今まではそういう報告はしてなかったということがありますでしたが、私からすると、公用車を運転するということは、その町の物でもありますので、本人に対してある程度認識を持った責任感というものが必要だろうというふうに思います。それで今後なのですけれども、多少に関わらずそういった事例が発生した場合には、必ず議会の方に報告するというふうな形をとっていただけないかなということと、大崎広域の議会では、私は言っていますが、スピード違反で捕まっても報告があります。それはなぜかということ、公用車を運転するからという理由でありました。その辺について総務課長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 交通事故につきましては、さきほど説明いたしましたけれども、これまで予算を通さないで、役場側の保険、当事者側の保険を通しまして、直接支払いをしていたということで、議会の方へは報告しておりませんでした。説明でも申し上げましたように、相手方がある場合については、当然賠償額が発生します。その賠償額を決める際には、示談・和解ということになりますので、そういった案件については、今後は議会の方に報告する、もしくは、専決事項を超える金額については、議決案件として審議していただくようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） まあだいたいわかりますが、内容として相手があった場合ということになりますが、極端な話、我々も運転者であって、自損事故ということもある訳です。そういった場合には、車両保険が掛かってなければ支払が発する訳ですが、そういう場合でも、自損事故でもある程度こういうことがあったということ位は報告すべきではないかと思いますがいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 報告、議決案件になっている分については当然ですが、それ以外の自損事故であったり、交通違反等ありますが、そういった件の報告については上司と相談して今後対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第15号は終了いたしました。



◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第82号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第82号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月8日に人事院勧告が行われ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第82号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表1ページをお開き願います。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、平成28年8月8日付けの人事院勧告に基づきまして、町長等特別職の期末手当の支給率を0.1月分引き上げようとするものでございます。

1ページの第1条関係でございますが、条例第4条で手当等の額について規定されております。町長等の期末手当の支給率の12月支給分を100分の165から100分の175に、0.1月分引き上げるものでございます。

次の第2条関係ですが、ここでは平成29年度以降の支給率の取り扱いについて規定しているものでございまして、平成29年度の支給につきましては、年間で0.1月分引き上げる分を6月と12月の年2回に振り分け、6月の支給分を100分の150から100分の155に0.05月分引き上げまして、12月支給分につきましては、100分の175から100分の170に0.05月分引き下げ、年間の支給率を3.25月とするものでございます。

定例会資料の1ページをご覧くださいと思いますが、1ページの左側にありますが、国家公務員の給与に関する法律の改正概要でございまして、右側の表につきましては、ただいま申し上げました内容で、現行平成28年度、平成29年度の支給率を表に表したものでございます。町長等につきましては、期末手当の欄をご参照いただければと思っております。

議案書3ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。としたものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第83号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第83号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年8月8日に人事院勧告が行われ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な内容といたしましては、民間給与との格差を解消するため、俸給表の水準を平均で0.2%、特別給を0.1カ月分引き上げるなどの改正を行うものでございます。その他扶養手当の見直しなど所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては担当課長から説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書4ページをお願いいたします。

議案第83号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましても、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されましたことに伴いまして、涌谷町職員の給与条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の2ページをお開き願います。

新旧対照表の方で説明させていただきます。第1条関係でございますが、第9条の2初任給調整手当の改正でございますけれども、このことにつきましては、医師の処遇確保を図る観点から、医師の初任給調整手当の上限額を36万7,600円から36万8,000円に引き上げるものでございます。

第20条第2項第1号につきましては、一般職の12月における勤勉手当の支給割合の規定でございまして、100分の80から100分の90に0.1月分引き上げ、次のページになりますが、第2号におきまして、再任用職員の支給割合を100分の37.5から100分の42.5に、0.05月分の引き上げを規定したものでございます。

附則第21項の規定につきましては、55歳以上で6級職の職員の減額措置の規定でございます。

次の別表第1の行政職給料表3ページから27ページの表につきましては、給料表の改定によるものでございます。

28ページをお開き願います。今回、給与改定とあわせまして、配偶者に係る手当額と扶養手当に係る改正が行われています。今回、配偶者に係る手当額と子に係る手当額の見直しがされましたことから、第10条第2項第2号で規定しておりました子及び孫という部分を改正後において、第2号で子、第3号で孫というふうに区

分したものでございます。第3項につきましては、第1号の配偶者に係る分を1万3,000円から6,500円に引き下げ、第2号に規定しました子に係る分については、6,500円から1万円に引き上げるものでございます。

父母及び祖父母、孫等に係る分につきましては、6,500円で変更はございません。

括弧書きにありました職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額1万1,000円としていたものは、その取り扱いについては廃止ということになります。

第11条第1項の改正につきましては、第10条で子と孫を分けたことによる規定の整理と、第3号及び第4号の削除につきましては、第10条で職員に配偶者がいない場合の規定が廃止となったことに伴う規定の整理でございます。第2項につきましては、扶養親族がいなかった職員に新たに扶養親族ができた場合の規定の整理でございます。第3項につきましては、扶養手当を受けている職員に扶養手当を受ける親族の要件に変更が生じた際の規定を整理したものでございます。

次のページ30ページになりますが、第20条勤勉手当の改正になります。ここでは、平成29年度以降の支給率の改正を行うものでございまして、町長等の期末手当と同様に0.1月分の引き上げを、6月12月の支給割合に振り分けるものでございます。定例会資料の方に、町長と同様に表に記載しておりますが、一般職員につきましては、勤勉手当の欄の改正となっておりますので、後ほど参照していただきたいと思っております。

新旧対照表31ページの最後の方になりますけれども、附則第21項につきましては、先ほども申し上げましたとおり、55歳以上で6級職の職員の減額措置の規定でございます。

議案書23ページにお戻り願います。

23ページの下の方になりますけれども、附則でございます。

第1条施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条、このことにつきましては、次のページで規定されておりますが、平成29年度の扶養手当の特例の部分でございますけれども、この規定については、平成29年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定、給与条例第20条第2項及び附則第21項の改正を除いた部分の規定につきましては、平成28年4月1日から適用する。

第2条でございますが、給与の内払いでございます。これは改正前の規定で支払われた給与については内払いとするというものでございます。

次のページ24ページお聞き願います。

第3条で、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例ということで、平成29年度の扶養手当の特例について規定したものでございます。資料の1ページを再度見ていただきたいと思っております。下の方の表に扶養手当と書かれた部分がありますが、現在、配偶者に係る手当を1万3,000円、子どもや父母等に係る手当を6,500円としております。今回の改正による平成30年度以降は、配偶者及び父母等に係る手当を6,500円に引き下げ、子どもに係る手当を1万円に改正しようとするものでございます。この分につきましては、本則の方で改正するものでございますが、ただ配偶者に係る手当の減額につきましては、受給者への影響をできるだけ少なくするという観点から、段階的に実施するというので、附則で規定をしております。ここでは平成29年でございましてけれども、配偶者に係る手当を1万円、子どもに係る手当を8,000円とするもので、父母等に係る手当については6,500円のままになるものでございます。そのほかこの表にはございませんけれども、職

員に配偶者がいない場合については、現行では扶養者1人について1万1,000円となっておりますが、29年度の特例で、子どもについては1万円、子以外の扶養親族については9,000円とし、29年度において配偶者のいない場合の規定を戻す内容の規定となっております。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議発第7号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局総務班長に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第7号

平成28年11月28日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	久	勉
賛成者	同	門 田	善 則
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	大 友	啓 一
賛成者	同	鈴 木	英 雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

国の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されるため、これに準じ改正するもの。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で朗読を終わり、提出者の趣旨説明を求めます。大泉議会運営委員長。

○11番（大泉 治君） ただ今、上程されました議発第7号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されるため、これに準じ、改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間3.15月から3.25月に改正いたそうとするものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

改正の内容は、第1条において、本年12月期の期末手当支給率を現在の支給率1.65月から1.75月に引き上げ、平成29年度以降については、第2条において、6月期の期末手当の支給率を1.5月から1.55月に、12月期の期末手当の支給率を1.75月から1.7月に、それぞれ改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございます。

第2条につきましては、平成29年4月1日からとするものであります。

なお、新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により、改正いたそうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第7号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議発第7号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第84号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,988万1,000円を増額し、総額を75億220万9,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金におきまして、国の補正予算に伴い追加で補助交付の内示等がありましたので増額するものでございます。繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。町債につきましては、発行見込み等によりそれぞれ措置いたすものでございます。

次に歳出でございますが、人件費におきましては、人事院勧告及び年度末までの見込みによりそれぞれ措置するものでございます。土木費につきましては、国の補正予算に伴い補助事業の増額及び、町営住宅におきまして適切な管理のため所要の経費を増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、総務課長から順次説明をお願いします。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第84号、平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）でございます。予算書の30ページ、31ページをお開き願います。

初めに、人件費からご説明をいたします。

30ページ、給与費明細書1特別職でございます。この表の下の方、比較のところを見ていただきたいと思えます。報酬で194万9,000円の減となっておりますが、このことにつきましては、その他特別職の主に自立支援協議会委員及び小学校校医の報酬減によるものでございます。その上の長等で、期末手当と共済費の欄で減額となっておりますが、給与改定で町長等の期末手当は0.1月分引き上げられましたが、期末手当の基礎額となる給料がただいま減額措置されておりますことから、それぞれ減額となったものでございます。議員の期末手当の増におきましては、ただいま可決されましたけれども、支給月数の増によるものでございます。

続きまして31ページをご覧ください。一般職でございますが、（1）総括の比較の欄を見ていただきたいと思えますが、職員数で1名減となっておりますが、これは退職によるものでございます。給与費の給料では、給与改定による増と職員の退職による減との差額で70万5,000円となったものでございます。次に職員手当でございますが、228万1,000円の減となっておりますが、このことにつきましては、次のページの増減額の明細を見ていただきたいと思えます。制度改正の真ん中頃にありますが、制度改正で勤勉手当の支給率の引き上げ等の影響で562万4,000円となっておりますが、その他の増減といたしまして、期末手当・勤勉手当で病休育休等による減額。その他の手当につきましては、職員の異動等による増減でございます。トータルとして228万1,000円の増減となったものでございます。前のページお戻りいただきまして、中ほどの表につきましては、職員手当の内容となっております。4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。1地方債の追加で道路災害復旧事業70万円につきましては、大崩小里線に係るもので充当率は100%でございます。2地方債の変更でございますが、道路整備事業3,190万円の増、辺地

対策事業2,960万円の減につきましては、生栄巻大橋について国の補正による社会資本整備総合交付金が増額になること。また、契約の差金等も勘案しまして、他路線の整備財源を調整して今回補正をするものです。

8ページ、9ページ歳入にまいります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節道路改良費補助金④社会資本整備総合交付金については、国の緊急経済対策補正交付金額の増額により6,342万3,000円の増額をお願いするものです。

7節公共土木施設災害補助金は、大崩小里線の8月16日の台風7号による道路災害復旧に係る補助金で145万8,000円の増額をお願いするものでございます。この2件の詳細説明については、歳出の方で再度ご説明させていただきます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 18款2項1目財政調整基金繰入金1,800万円の減額につきましては、財源調整をいたしたものでございます。今回補正後の基金の額は8億6,880万9,000円となるものでございます。21款町債につきましては、さきほど第2表でご説明したとおりでございます。歳出にまいります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして歳出でございますが、人件費につきましては省略させていただきますので、12ページ13ページをお開き願います。

2款1項1目細目2一般管理経費22節①補償補てん及び賠償金でございますが、さきほど専決処分でご報告いたしました自動車損害賠償金といたしまして、3万円の増額をお願いするものでございます。

次の細目1交通安全対策経費の③非常勤職員報酬で1万円の増額でございますが、交通安全指導員の人事異動ということで、班長を3人制にしたことに伴いまして増額となったものでございます。次のページをお願いいたします。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3款民生費1項1目3国民健康保険対策経費28節繰出金13万1,000円の減額ですが、国保会計への繰り出しで、すべて職員人件費に係るものでございます。次の3目5介護保険対策経費の28節繰出金28万円の増額ですが、介護保険会計への繰出金ですべて職員人件費に係るものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の障害者自立支援費でございますが、障害者自立支援協議会の委員報酬それから費用弁償について減額するものでございます。以上です。

○建設課長（佐々木竹彦君） それでは20ページ21ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費は歳入でご説明申し上げました国の補正によるもので、委託料は予算の説明資料2ページをご覧ください。上谷地橋を含みまして5つの橋、涌谷上谷地橋、上谷崎橋、涌谷橋、松代橋、石坂橋でございます。橋りょう点検で補修を行う必要があることから、今回の補正により補修設計業務委託料2,600万円をお願いするものでございます。

道路改良工事につきましては、上涌谷上郡線520メートル、吉住長根線400メートルの2路線の舗装打ち替え工事を3,179万円をお願いするものです。また生栄巻大橋補修工事の契約差金等の差額により2,559万3,000円を減額するものでございます。

○上下水道課長（平 茂和君） 3項都市計画費4目下水道建設費でございますが、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 4項住宅費1目住宅管理費に672万7,000円の増額をお願いするものです。修繕料

につきましては、八雲住宅のガス給湯ボイラー1基が老朽化し不具合があるためでございます、その他2基につきましては、今後の見込みとして58万7,000円を計上し、残り10万円はその他小破修理でございます。工事請負費の八雲住宅リフォーム工事は、入居者の退去に伴って、経年劣化によるものは町の負担となりますことから、主に内装工事等に係る費用でございます。現在3戸が空いております、2戸分については年度末の見込みによるものでございます。324万円をお願いするものです。次に日向住宅の解体工事でございますが、入居者が9月末で退去しましたので、木造で老朽化して危険であるため早急に解体するため280万円をお願いするものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター長（木村 敬君） 22ページ23ページをお開きください。

10款2項1目2細目の学校管理経費でございます。159万9,000円の減額でございます。確定によるものでございますが、当初予算計上時に検診の人数に間違いがあり、今回減額するものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○建設課長（佐々木竹彦君） 26ページ27ページをお開きください。

11款災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費で218万7,000円の増額をお願いするものでございます。こちらでも工事請負費は、大崩小里線の道路法面が台風7号で法面が流出し、延長7メートルブロック積み21平方メートルに復旧する費用をお願いするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 28、29ページにまいります。

14款予備費8万3,000円の増額につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

まず、人件費全般についてご質疑ございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 確認を含めてなのですが、先ほどの説明では32ページで、期末・勤勉手当が減額になっているのは病休等の方がおられるからという説明ですが、33ページの行政職一人当たり給与で当初で見たときは39歳5月、11月1日現在で39歳8月で、年齢が増えているのに給料月額給与月額が両方とも下がっているが、これは、平均給料平均給与といった場合は、期末・勤勉手当まで含めての月額ですか、年齢が上がっていけば今回の改定で、1級から6級まで各号で金額が上がっているのですよね。それが下がるというのは何で下がったのか教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ちょっと時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまの件は、留保いたしまして、ほかにごございませんか。

なければ、そのままこの件について留保して、次の地方債補正についての質疑に移ってよろしいでしょうか。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、4ページ第2表地方債補正についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、歳入に入ります。歳入は一括質疑となります。

8ページ14款国庫支出金から同じく8ページ18款繰入金についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳出に入りますが、歳出は、ただいまの説明にありましたように、人件費のみと財源内訳の組み替えについては省略いたしますので、ご注意くださいと思います。

それでは、10ページから13ページまでの2款総務費1項総務管理費についてご質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 一般管理経費についてお伺いしますが、先ほどの条例の関係での自動車損害賠償金について説明あった訳でございますけれども、以前は町の方の保険を使われていたという説明があったのですが、免責分は当然発生していただろうと思われましてけれども、その処理はどのようにしていたものかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 町の自動車保険につきましては免責がございません。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、14ページから15ページ3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、20ページから21ページ8款土木費2項道路橋りょう費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、同じ20ページから21ページの3項都市計画費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 同じく20ページから21ページまで4項住宅費について質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 工事請負費の日向住宅の解体の件についてお伺いしますが、老朽化して非常に危険な状態であったので、解体されるということは非常に地元としてはありがたいところでございますけれども、金額的に積算をどのようにされたのか、面積それから木造ということとかなり老朽化しててこれくらいの金額がかかるというのは、ちょっと高すぎるのではないかなと思われるのですが、何か特に特殊な解体法なりされたのかその辺をお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 木造住宅107平方メートルの昭和29年に建てられた平屋のものでございます。面積的な部分もございますが、敷地的にも狭隘な場所にございまして、大きな重機等も入りづらいことから、少し割高になったのかと考えます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） そうすると、人力で処理するという考えなのか、ちょっとこれは面積的にもかなり高い額になるのではと思われるのですが、業者から見積を取ったとかそういうことはしたのかどうかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 参考に業者からも見積は取っておりますが、現在の状況が割高な状況でございます。

す。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） これから発注すると思いますが、ぜひ何社か複数社の業者と見積もり合わせなりして発注された方がいいかと思いますがその辺ご回答お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 常任委員会でも指摘を受けておりましたので、参考にもう1社程度確認したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、同じ22ページから23ページの10款教育費2項小学校費についてご質疑ございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 学校管理経費で今の説明を聞きますと、当初の人数把握に誤りがあって、それで159万9,000円の減額ということでありましたが、何の検診でそういった数字の誤りがあったのか教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター長（木村 敬君） 人数につきましては、科目内容というよりも、全体の人数の把握を間違ったということで、当初の算定時には7,744人という形で計上しましたが、実質的には2,411人だったということでございます。詳細に説明させていただきますと、検診の内容としましては、内科、眼科、耳鼻科、歯科の4科目の検診でございます。月将館小学校と篁岳小学校については、その4科目。第1小学校につきましては内科の部分医療福祉センターの方に委託している関係で、第1小学校につきましては3科目でございます。それを誤って、第1小学校3科目、月将館小学校4科目、篁岳小学校を4科目ということで、合わせて11科目を町全体の小学生の人数である770人程度に掛けてしまったということで、計算をそもそもの段階で間違ってしまったというのが実態でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 本当に初歩的なミスかなというふうに感じられますが、改めて検診ということですから関連になると思いますので言いますけれども、先月かその前でしたか、新入学児童検診というものがあったと思いますが、その案内が1週間前によこされて受けられないと、仕事を両親で働いているので突然1週間前によこされても、受けられないというお話しが町民から私の方に来ました。課長の方にも確認はしておりますが、なぜそういったことが、この検診のこともそうです。簡単な初歩的なミスがなぜできるのか、また文書を出さなければならないものを、どうして1週間前に出すのか、そういった初歩的なことが教育委員会に多いのではないかなと考えられます。その辺については、私の見方とすれば、人事配置がちょっと足りないのかという考えも持っていますが、その辺についても、ちょっと人事的な問題があるように考えますけれども、教育長その辺いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） この検診についてですけども、これも私も後から、その1週間前というこ

とで、その事実を職員の方から報告を受けました。この検診は、法規持っていないですけれども、確か7月から11月まで3カ月間で検診するというふうになっていたと思います。本町の場合は、10月末か11月に行った訳ですけれども、これは検診する子どもの状況、いわゆる一人一人の子どもの健康状況と事前に把握している状況の中で7月から11月の幅があるんですけれども、そういう中で、議員指摘のとおり連絡というのが非常に遅かったというのが、これが現実でございます。そういう点で、担当している者は現段階で一人ですが、連絡調整しながら、実際問題は検診そのものの対応は一人でできませんから、ただ計画作りは一人で行っている訳ですけど、確かに人員配置ということも考えられますけれども、ただそれは現実として受け止めて、やはり法令的には7月から11月までにできる訳ですので、できるだけ早めに計画を立てて、そして早めに保護者の方に連絡すると、この点についてはそれに尽きると思います。結果的には遅れたということはそのとおりでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 遅れたのが町民にとっては、大変な問題なんですね。ぜひ受けなかったと。ところが、1週間前によこされて、旦那さんも奥さんも仕事を持っているから休めなかった。その時に、電話でそのような連絡をしたら、では受けなくても良いよと言うような回答もあったということで、その方へは木村課長がその方の家を訪問して、丁寧に謝ってきたはずですが、私の所にもそういう電話をいただいている訳ですよ。あまり大きな問題にしたいくないと思ってもおりましたけども、やはり人員配置が足りないのであれば、その担当職員だけが悪いのではなくて、人数が足りなくてどうしても後手後手に回ってしまったと言う分があるのであれば、速急に町民の負担になっていることがあるのだから、改善すべきだと思う訳です。その辺についていかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） その点については、来年に向けて部局の方と検討していきたいと、その辺についても、子育て支援関係のこともございまして、色々と検討中でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） なければ先ほど留保しておりました久議員に対する答弁をお願いします。総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 大変失礼いたしました。予算書の32ページ33ページで、33ページに職員一人当たりの給料での比較でございまして、その差ということでございますが、まずもって平均給料平均給与月額の中に期末・勤勉手当は含まれないということでございます。平均給料月額につきましては、本俸プラス経過措置のある職員についてはその分が含まれた額であって、平均給与月額については、時間外手当とかの諸手当が含まれた額というふうになっております。4月1日現在と11月1日現在の差につきましては、大きくは、これまでの間に6級の職員が1人やめたことによるものというふうになっております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 34ページに下の段に平成28年4月1日現在職員数144人で、上の段に平成28年11月1日現在で142人で、6級の職員が4月1日現在6人だったのが5人で、もう1人減っているのが1級ですね。49人から48人。6級の職員1人やめた影響額が大きいのですね。わかりました。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、同じ26ページから27ページの11款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、28ページから29ページの14款予備費 1 項予備費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第84号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時18分といたします。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時18分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第85号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額から歳入歳出それぞれ13万1,000円を減額し、総額を25億4,295万円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みによりそれぞれ措置するものでございまして、歳入歳出について整理するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは説明を省略いたします。人件費でございますのでその辺をお含みいただきたい
と思います。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたしま
す。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 平成28年度涌谷町国民健康保険事業勘定特
別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第86号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,253万3,000円を増額し、総額を4億7,121万円とするものでござ
います。補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金におきまして、国の補正予算に
伴う増額。町債につきましては、発行見込み等により措置いたすものでございます。歳出につきましては、
人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みによる措置と国の第2次補正予算を活用した涌谷浄
化センターの長寿命化対策事業及び西地区の浸水対策として雨水排水事業の推進のため、所要の経費を措置
するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案第86号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算
（第3号）についてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きいただきたいと思ひます。

主な補正の内容でございますが、ただいま町長の提案理由にございましたように、人事院勧告による人件費
の補正と国の経済対策を目的といたしました補正予算成立に伴い、防災安全交付金事業を増額計上いたして
おります。予算書3ページをお開きください。

地方債の補正でございます。今回の防災安全交付金事業の増額に伴い、1,100万円の増額をお願いいたすものでございます。予算書6ページ7ページをお開きください。

歳入でございます。3款1項1目1節公共下水道事業費補助金、細節6防災・安全社会資本整備交付金といたしまして1,100万円の増額。5款1項1目、一般会計繰入金といたしまして53万3,000円の増額。8款1項1目、下水道事業債といたしまして1,100万円の増額でございます。合計いたしまして、2,253万3,000円の増額でございます。8ページ9ページをお開きください。

歳出でございます。人件費につきましては、先ほど総務課長が説明しておりますので省略させていただきます。次に、2項1目細目2、公共下水道建設事業費15節工事請負費350万円の増額でございますが、涌谷浄化センター長寿命化事業といたしまして消泡水ポンプ補修工事費でございます。2目細目2、雨水下水道建設事業費1,880万円の増額の内訳でございますが、右岸第2排水区排水路整備工事、昨年より継続で整備いたしておりますアルプス電気東側の排水路改修工事でございますが、その工事費といたしまして、15節、工事請負費1,770万円の増額。22節補償補てん及び賠償金は工事の付帯となります電柱移転補償費といたしまして110万円の増額を行うものでございます。

今回補正を行います工事請負費、補償費につきましては、補助対象事業といたしまして、防災・安全社会資本整備交付金事業となっております。以上でございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第87号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第87号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ28万円を増額し、総額を17億711万円にいたそうとするものでござ

います。補正の主な内容でございますが、人件費におきまして人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みによりそれぞれ措置するものでございまして、歳入歳出について整理するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成28年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第88の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第11、議案第88号 平成28年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第88号の提案の理由を申し上げます。

本案は人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みにより、給与費等の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号 平成28年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成28年度涌谷町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第89号 平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（大橋信夫君） 議案第89号の提案の理由を申し上げます。

本案は人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みにより、給与費等の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

- 町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第89号 平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして、予算第3条で定めた収益的支出に1,490万4,000円の補正をお願いいたすものでございます。第3条におきまして、予算第8条で定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費としての職員給与費から1,224万2,000円の減額をお願いいたすものでございます。

それでは補正の具体的な内容につきましては予算書10ページ11ページで説明をさせていただきます。

大変申し訳ございません。予算書の訂正をお願いいたします。3節賞与引当金繰入額は今回の補正予算ではございませんので誤表記となりました。削除をお願いしたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

今回の補正につきましては、提案理由にもございますように、人事院勧告に基づきます補正と、人事異動並びに年度末までの人件費所要額見込みによります補正をお願いいたすものでございます。2款1項1目給与費についてですが、医師の採用条件についても給与費の目内であります節間での調整が大きく影響するところであります。医師が3月末に1名退職されましたが、4月に嘱託医師として2名の採用を行いました。また看護師につきましては、年度途中での退職は現在のところ8月に1名、9月に1名、計2名の退職でございましたが、年明け29年1月採用といたしまして、新規看護師3名並びに嘱託から正職へ1名、計4名の採用を予定とするものでございます。そういった状況から1節給料につきましては1,380万円の増、2節手当につきましては、正職の医師が1名減となったことから、1,908万3,000円の減。3節賃金につきましては1,788

万2,000円の増となるものでございます。また5節報酬につきましては、物忘れ外来が毎週木曜日、5月から心療内科を週1回、現在は毎週金曜日に開始したことにより、応援医師の報酬として1,162万円の増をお願いするものであります。6法定福利費につきましては、年度末までの所要額を見込み931万5,000円の減額をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） 今の理由はよくわかったんですけども、看護師等でも2名の退職者が出てるということですが、退職理由としてどういったことが挙げられるのか、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 8月に退職した看護師でございますが、家庭の事情というふうなところで、その方の家庭というのは、事業所を自ら経営しているところで、その事業所の経理をどうしても必要となるということから、看護職から看護職ではないのですが、事務のサポートをどうしてもしなければならぬという理由を聴いております。9月に退職された方は、もともと石巻市から通っている看護師でございます、石巻の市立病院開設に伴い、そちらの方に異動されたという内容と聴いております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町立病院開設の時は、職員が安定していた訳ですが、ここに来て、出入りがあまりにも激しいと、体質的に何か病院側に問題があるのではないかというふうな懸念を抱く訳でございます。そういったことは一切ないでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 病院側の内部での問題というふうなところは、私は理由としては聴いておりません。やはり自分がお住まいになっている勤務地のところで、病院の方が新しく開設又は改修されて増設された、そういった理由で、どうしても通勤しやすい環境を選ばれるというふうな理由が主だったところと、私自身は聴いております。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号 平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第89号 平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第90号 平成28年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第90号の提案の理由を申し上げます。

本案は人事院勧告に伴います給与改定及び年度末までの見込みにより、給与費等の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第90号 平成28年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書1ページでございます。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出に126万8,000円の補正をお願いいたすものでございます。第3条におきまして、予算第6条で定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費としての職員給与費に1,517万8,000円の補正をお願いいたすものでございます。

それでは予算書予算書8ページ9ページをお開きしていただきたいと思います。

収益的支出の補正でございます。今回の補正につきましては、提案理由にもございますように人事院勧告に基づきます補正と人事異動並びに人件費所要額見込みによります補正をお願いいたすものでございます。

当初予算におきましては、正職員29名嘱託職員25名短時間勤務も含めた臨時職員7名計61名の予算でしたが、今回、嘱託職員から正職員への登用も含め、正職員30名嘱託職員24名短時間勤務も含めた臨時職員12名計66名で、1目給与費126万8,000円の補正をお願いするものでございます。1節給料につきましては、1,049万9,000円の増、2手当等につきましては、527万9,000円の増、4賃金につきましては、1,241万3,000円の減、6法定福利費につきましては、209万7,000円の減とするものでございます。以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号 平成28年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 平成28年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員の派遣について

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

平成28年11月28日

涌谷町議会議長

記

件名、平成28年度大崎地域市町村議会議員交流会議。目的、大崎地域広域行政事務組合議会主催研修会。
派遣場所、大崎市グランド平成。期日、平成28年12月2日（金）。派遣議員、全議員。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。議員の派遣については涌谷町議会会議規則第120条の規定によりただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については派遣することに決しました。

◇

◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会11月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、あす11月29日から12月28日までの30日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす11月29日から12月28日までの30日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時42分